

人権のいろ いっぱい
いまKARA ここKARA わたしKARA

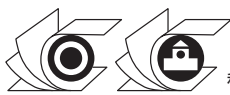
No.21
テーマ
性的マイノリティと人権



ありのままの自分でいられる場所・・・

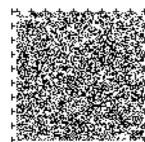
令和7年3月 福岡県教育委員会
福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課
福岡市博多区東公園7-7
TEL 092-643-3918
FAX 092-643-3919

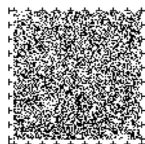
- 「性的マイノリティと人権」 KARA..... P 2
- 「安心して過ごせる環境づくり」 KARA..... P 4
- 「私たちにできること」 KARA..... P 10
- 「『あおぞら2』」 KARA..... P 12
- 「おすすめDVDの紹介」 KARA P 14
- 「相談窓口の紹介」 KARA..... P 16



利用の際には必ず下記サイトを確認ください。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

※全ページの下に音声コードとその位置が分かる
切り欠きを付けています。
※県庁ホームページからスクリーンリーダーソフトに
よる読上げも可能です。





性的マイノリティを取り巻く社会の現状

2023(令和5)年、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が制定されました。この法律は、国民の理解が必ずしも十分でない現状を鑑み、性の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)抜粋 2023(令和5)年施行

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

法の制定から1年が経過した今、本号を通して「性的マイノリティと人権」について一緒に考えてみませんか。

性的マイノリティに関する世界の動向について

国連では性的マイノリティの人権保障について、様々な議論がなされています。

2008(平成20)年の国連総会では、50以上の国々の賛同をうけて「性的指向・性自認による人権侵害を非難する国連総会声明」が出されました。日本政府もこの声明に賛同しています。

また、2011(平成23)年には、国連人権理事会にて「性的指向や性自認に基づく暴力や差別に重大な懸念を示す決議」が採択され、世界人権宣言の基本原則を確認するとともに、性的指向や性自認を理由とする人権侵害等に対して警鐘をならしました。

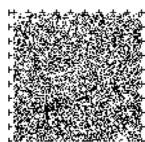
2015(平成27)年には、持続可能な開発のための2030アジェンダ(人間、地球及び繁栄のための行動計画)の中で、SDGs(持続可能な世界を実現するための国際社会共通の目標)が示されました。当時の国連事務総長は、性的マイノリティの人権は、SDGsのすべての項目に関わり、「誰一人取り残さない」というSDGsのモットーに含まれている、という見解を述べています。性的指向及び性自認等を理由とする差別を撤廃し、性的マイノリティの人権を保障していこうとする機運は世界的にも高まっています。

性的マイノリティに関する国内の動向について

世界の動きにあわせて、日本でも各分野で、次のように現行法の改正・改定等、法整備がなされるとともに、性的マイノリティの人権保障に関する様々な取組が行われています。

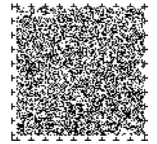
年号	内容
2003(平成15)年	・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立、翌年施行
2012(平成24)年	・厚生労働省「自殺総合対策大綱」で性的マイノリティは自殺をしたいと考える人の割合が高いことを記載
2017(平成29)年	・厚生労働省「男女雇用機会均等法」に基づく改正セクハラ指針に性的指向・性自認を記載 ・文部科学省「いじめ防止対策推進法」に基づく基本方針が改定され、性的マイノリティへの配慮を記載
2020(令和2)年	・「労働施策総合推進法」施行、企業で性的指向や性自認に係るハラスメント対策の取組が拡大
2023(令和5)年	・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行

地方自治体においては、パートナーシップ制度の導入拡大が進んでいます。福岡県では、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができるよう、2022(令和4)年に「パートナーシップ宣誓制度」を開始し、双方又は一方が性的マイノリティのカップルが県営住宅への入居申し込み等、一部の行政サービスを利用できるようになっています。

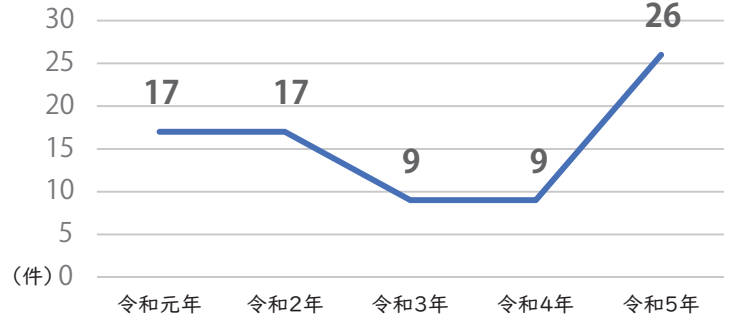


法務省の人権擁護機関では、性的マイノリティに関する偏見や差別の解消を人権啓発強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布、啓発動画の配信等、様々な啓発活動を実施しています。2023（令和5）年3月には、性的マイノリティに配慮した企業・団体の取組を紹介する特設サイト「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」を開設するなど、企業・団体における取組の促進と社会全体の理解の増進を図っています。

また、法務局等において、人権相談及び調査救済活動を実施しています。性的マイノリティに関する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。2023（令和5）年の新規救済手続開始件数は、過去5年で最も多い26件となっています。



性的マイノリティに関する人権侵犯事件の
新規救済手続開始件数



出典：「人権の擁護」（法務省人権擁護局 令和6年9月）をもとに作成



日本の学校教育において



文部科学省は、性的マイノリティの児童生徒の心情等に配慮し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようするために、通知やパンフレットを発出し、「生徒指導提要」の改訂を行うなど、教職員の適切な理解を図っています。

2015年
(平成27年)



「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

性同一性障害（※）に係る児童生徒についての特有の支援、性同一性障害や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制の充実について示されるとともに、対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等が記載されています。画一的な対応ではなく、児童生徒の個別の実情に応じて柔軟に配慮するよう「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を踏まえ、支援の見直しが求められました。

2016年
(平成28年)



「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」パンフレット

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知に基づく対応の在り方について、学校や教育委員会等から質問が寄せられました。このような状況を踏まえ、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にしてとりまとめ、作成されました。

2022年
(令和4年)



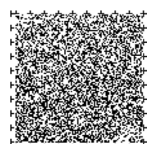
「生徒指導提要」

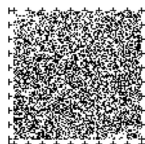
本提要の改訂において、性的マイノリティに関する学校における対応が示されました。教職員には、関連する法律等の理解や人権に配慮した丁寧な関わりとあわせて、安心して過ごせる環境の整備や相談しやすい体制の整備、それらを支える「チーム学校」としての組織づくりを進めることが求められています。



（※）「性同一性障害」について

2019（令和元）年、世界保健機関（WHO）総会において、「性同一性障害」を精神障害の分類から除外することが確認され、「性の健康に関連する状態」の章に「性別不合」が設けられました。また、2013（平成25）年、アメリカ精神医学会は「性別違和」という名称に変更しています。





文部科学省は平成27年「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」を通知し、いわゆる「性的マイノリティ」に対する支援等を各学校に求めているところです。しかしながら、性的指向及び性自認等、性の多様性に関する周囲の理解の不足から、悩みや不安を抱える児童生徒も少なからず存在します。そこで、福岡県講師団講師であり、県内外で活躍されている荒牧氏に、性的マイノリティが安心して過ごせる環境づくりについて、ご提言をいただきました。

性的マイノリティの人たちが安心して過ごせる

環境づくりのために

あらまき あきら
OVER THE RAINBOW 代表 荒牧 明楽



1

性的マイノリティに関する 社会の理解

令和5年6月に様々な議論を経て、いわゆる「LGBT理解増進法」が成立しました。10年前と比べて性的マイノリティの総称を表す「LGBT」の言葉の認知は広がりつつあり、そのことはうれしく思いますが、理解にはまだまだ課題があります。私は「LGBTQ+」という言葉を使っています。語源と意味は次のようになります。特に「+」という部分が大事で、本当にたくさんのセクシュアリティがあるのです。

「L(レズビアン)」: 女性同性愛者

「G(ゲイ)」: 男性同性愛者

「B(バイセクシュアル)」: 両性愛者

「T(トランスジェンダー)」

: 身体の性的特徴と性自認が一致しない

「Q(クエスチョニング/クィア)」

: 性がはっきりしない/性的少数者の別の表現

※当事者が肯定的に自称する際に使用されることがある

「+」 → 「A(アセクシュアル/アロマンティック)」

: 他者に対して、性的魅力を感じない
/ 恋愛感情を抱かない

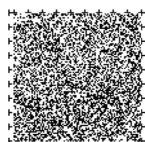
「X(エックスジェンダー)」

: 性自認が男性にも女性にも当てはまらない、両方ある、性を定めたくない等

「P(パンセクシュアル(全性愛))」

: 惹かれる相手の性別は関係ない

等、他にもたくさんあります。



性を構成する要素には「性的指向(恋愛指向)」
「性自認」に加え「性表現」と「身体の性的特徴」
があり、それらを合わせて「SOGI ESC(ソジエスク)」といいます。こちらも含めてご理解いただければと思います。

ソ ジ エ ス ク
SO GI E SC
Sexual Orientation(性的指向)
Gender Identity(性自認)
Gender Expression(性表現)
Sex Characteristics(身体的性)

LGBTQ+

SOGI ESC



2

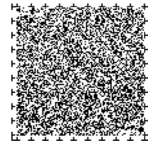
性的マイノリティの存在

様々な調査で性的マイノリティと呼ばれる人はおよそ10人に1人いると言われています。学校で考えると、すべての学級にいると考えていいでしょう。しかしながら、どれだけの人がそのことを想定しているのでしょうか。私は多くの当事者の方から相談を受けますが、学校は、性について多くのストレスを受ける場所となっています。その理由の1つが、体の性を基準とした様々な区別が

あるからです。トイレのこと、制服のこと、男女で区別した名簿等。名前を書く際、性別選択欄がある時は「男／女」のどちらかにチェックを付けないといけません。男性か女性の判断を様々な場面で求められる場所が学校なのです。もちろん、大勢が生活する学校の中で男性と女性の区別が必要な場面もあると思いますが、性について悩みを抱えた人たちがいることを知っていただきたいのです。そして、その区別は本当に必要なものなのか、さらにはその区別によって苦しむ人がいるかもしれない、と考えるだけでも性的マイノリティの子どもたちのストレスは和らぐと思います。性はグラデーションであり、男女二元論を改め、ゼロベースで性について考えていく思考が大切です。



ある調査では性的マイノリティの子どもたちの9割以上が先生に相談できないという結果が出ており、多くの子どもたちはカミングアウトできずに隠して生活しています。先生方の周りに「いないのではなく、いない状況である」ということです。よく講演では、カミングアウトされた時の対処法を聞かれますが、その前に「当事者はいるはずなのに、なぜ、多くの子どもたちがカミングアウトをできない状況なのか」を考える方が先だと思います。これは決して先生や学校だけの問題ではありません。カミングアウトをできないことは社会や環境等の観点からも様々な要因があります。どうすれば安心できる環境をつくっていくことができるのかを一緒に考えていきたいのです。



3

安心して過ごせる環境づくりのために

私は安心して過ごせる環境づくりのために、次の4点を提案します。

- (1) ジェンダーニュートラルの表現を使う
- (2) 家庭との情報共有を行う
- (3) 子どもたちと学び、自分を語る
- (4) 傾聴する

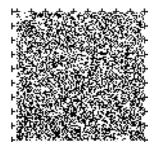
(1) ジェンダーニュートラルの表現を使う

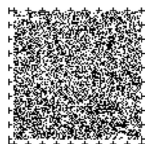
ジェンダーニュートラルな表現例

彼氏/彼女、旦那/奥さん	→	パートナー、恋人
息子/娘さん	→	お子さん
お父さん/お母さん	→	親御さん、保護者の方

聞きなれない言葉かもしれませんが、「ジェンダーニュートラル」とは、性別にとらわれず、中立的な立場や視点を指す概念のことです。この考え方は性別による固定観念や役割分担、偏見を取り除き、すべての人が平等に扱われることをめざします。

私たち人類が長い歴史の中で作り上げてきた言葉の中には男性／女性を含めた表現が多数あります。例えば、呼称では、男子は〇〇くん、女子は〇〇ちゃんを使い分けることがありますが、私は学生時代、男女で分けられるこの呼ばれ方で嫌な思いをしてきました。性別で分けずに全員「〇〇さん」と呼ぶ等、包括した表現にしたら良いと思います。他にも、彼氏・彼女や旦那・奥さんではなく、パートナーと呼ぶ等、他にも性別を包括する表現を探してみたいと思います。意識すれば今この瞬間から表現方法を変えることができますし、表現を変えるだけで救われる人がいることを是非知っておいて欲しいです。

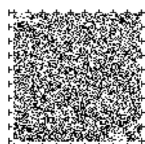




(2) 家庭との情報共有を行う

これまで色々な学校に講師と呼ばれ、子どもたちと学習を行ってきました。ジェンダーバイアス(社会や文化によって作られた性差による偏見や差別)の強い時代を生きてきた私たち大人よりも、比較的子どもたちの方が性の多様性の考えを素直に受け止めてくれます。これは大人が悪いというのではなく、長く生きてきた大人の方がこれまで出会った人やメディア等の影響を受け、ジェンダーバイアスを身に付けてしまっているからです。私が中学生の時もそうでしたが、昔のテレビ番組は性的マイノリティへの理解も浅く、ネタにして笑いを取ることが多かったです。その結果、誤解や偏見を植え付けることにつながりました。そして、誤解や偏見の植え付けは家庭でも起こりがちです。

子どもたちが学習をして帰宅しても、お家の方から性的マイノリティに関する否定的な言葉を聞いたり、ジェンダーバイアスのかかった言葉を投げかけられたりすると、せっかくの学習が台無しになってしまいます。学校、子ども及び家庭の三者が三位一体となり、情報共有をすることは、安心できる環境につながる大切なことだと思っています。例えば、講師招聘の講演会では、保護者も一緒に講演を聞くのはどうでしょうか。他にも、ジェンダーバイアスが強い大人が子どもに教えるのではなく、子どもたちが性的マイノリティや性の多様性について自主学習したことを、先生や保護者へ発表する授業参観等もよろしいのではないかと思います。



(3) 子どもたちと学び、自分を語る

日本には様々な人権問題がありますが、「指導する」というより「子どもたちと共に学ぶ」というスタンスが大切だと思っています。人権問題の共通問題に「差別」がありますが、これはアンコンシャスバイアス(無意識の偏見)によって無自覚かつ悪気なく起きることが多いため、知らない間にやっつけてしまっていることがあります。さらには、指導という意識が強すぎると「間違っではいけない!」というプレッシャーから、性的マイノリティの理解に自信のない先生方はそのことについて子どもたちと話せなくなってしまいます。

過去「ホモ」や「オカマ」という言葉が差別的な言動として使われてきました。それらの言葉は使う人に差別意識がなくても、当事者を傷つけることになります。知らなかったでは許されません。授業中等で説明する時に使う必要がある場合は、「ホモ、オカマ」という言葉は「ゲイ」、「レズ、バイ」という言葉は「レズビアン、バイセクシュアル」、「ニューハーフ、おなべ」という言葉は「トランスジェンダー」と言い換えた方がいいでしょう。ただ、「ゲイ」「レズビアン」「バイセクシュアル」「トランスジェンダー」という言葉を使えば問題ない、ということではありません。「ゲイ」という言葉であっても、どのようなニュアンスで使われているのかを聞き分ける必要があります。否定的な意味合いでその言葉を使っている子どもたちが教室にいたら、先生がその差別的な言動に気づくことができるのでしょうか。また、気づいた時にどのような言葉がけをできるのでしょうか。もし、先生が子どもたちと一緒に笑っているようであれば、絶対にその先生には相談できません。

先生が性的マイノリティに対してどのような認識をもっているのか、当事者はとても気にしています。先生の中でもLGBTQ+やSOGIESCについて理解が不十分な方もいると思います。だからこそ、子どもたちと

共に学んでいくスタンスでいいと思います。テレビや本を見て気づいた自分の中の偏見について、反省したことを正直に話すのもいいでしょう。大人だって間違いはあります。失敗することを隠さず、自分の心の内をきちんと語ってくれる先生に子どもたちは信頼を寄せると思います。本稿を読み、感じたことを朝の会で話してみても良いと思います。自分の過去の誤った認識や偏見を反省し、学んだことを自分の言葉で語りながら、子どもたちと共に学んでいきましょう。

(4) 傾聴する

カミングアウトをする子どもたちがいたら、それは先生を信頼している証です。そして、カミングアウトしてくるということは、「助けて」というメッセージでもあります。精神的に追い詰められている状況も想定されます。性的マイノリティの子どもたちの多くは常に仮面をかぶり、自分を偽りながら生活しています。ありのままを出せないその状況はとても苦しいものです。だれか一人でも本当の自分を分かってくれる人がいたら心強いことでしょう。本当の自分をありのまま認めてほしい、という願いを強くもっています。相談を受けた時は「大切なことを言ってくれてありがとう。」と伝えるだけでも、心は随分安定します。傾聴にはその力があります。ただ、子どもたちからカミングアウトを受けた時、アウティング(暴露)に十分注意してください。アウティングはその人にとって安心できる環境を奪ってしまう行為です。真剣に話を聞いてくれる先生ほど「その子のために何かしてあげなければ!」と思い、対策を急がれて情報共有されることがありますが、それがもし本人の合意がないものであればそれもアウティングになります。例え、本人のためと思って、本人が望まないものであれば結果苦しめてしまうことになるのです。

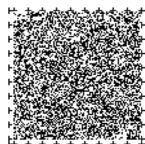


今はただ、先生に自分のことを分かってもらいたいだけなのか、それとも実際に何か困り事があっての相談なのか、まずはその子が何を望んでいるかを丁寧に聞いてあげてください。本人の希望を尊重し、お互いにコミュニケーションを取りながら対応については話し合うことが大切かと思っています。私も気をつけていることなのですが、コミュニケーションを取っていく中で、不本意にマイクロアグレッションをしてしまうことがあるかもしれません。そのため、事前に「私が気づかずにあなたを嫌な気持ちにさせたり、傷つけたりしたら、我慢せずに言ってね。」と伝えるようにしています。そうすることで、相手も発言しやすくなります。もし本人が「絶対に誰にも言わないで!」と言われた場合はその気持ちを尊重してください。ただ、一人でその悩みをどうすることもできずに抱えることは先生にとっては苦しいかもしれません。そういうときは匿名でも構いませんので、私たちのような支援団体を頼ってください。何かしら力になれると思います。

4 私と保健室の先生

私は小学校の低学年の頃、自分の体の性的特徴と性自認に違和感を持っていました。他の男の子と同じように接してほしくても、「あなたは女の子だから」「女の子なのに」等、性別に沿った行動や振る舞いを要求されました。ちゃんと話も聞いてくれない、分かってくれない周囲に対して怒りと孤立感を強く感じていました。周囲から見たら、女の子なのに女の子っぽくないことや女の子を好きなことを「おかしい!」と決めつけられ、傷つき、嫌な思いをたくさんしてきました。けれども、それを「みんなと違う自分がおかしいからいけないんだ。」と思うようになり、どんどん自分の



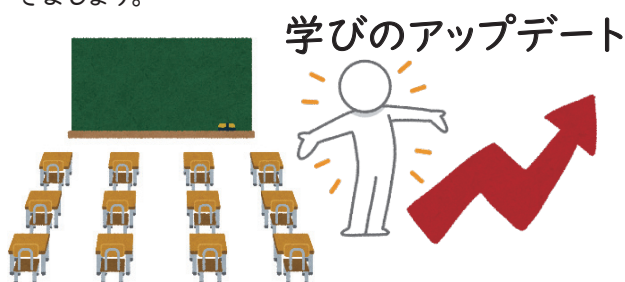


心を閉ざしていきました。そんな時、あるテレビドラマに出会いました。性同一性障害に悩む生徒の話でした。それを見た瞬間「テレビの中に私と同じような人がいる！きっと私は、これだ！」と思い、自分だけじゃなかったこと、テレビの中に仲間がいることに希望が生まれた一方、昔のトラウマからすぐにその気持ちを外に向けて表現することはできませんでした。しかし、「それでも男性として生きたい！」という気持ちが込み上げ、高校3年生の時に、人生で初めてカミングアウトをすることになりました。その相手は保健室の先生でした。これまでも親身になって話を聞いてくれていたからです。勇気を出して「先生、私の性別がよく分かりません。」と伝えました。すると、先生は「ちょっと、待っていてね。」と後ろの棚から性の多様性に関する本を取り出し「これを読んでみたらいいかも。」と渡してくれました。私はその本を何度も読み返しました。「性には色々な性があるといい。自分がおかしい存在ではない。」と自信をもつことができるようになりました。今、振り返ると、あの時の保健室の先生は性の多様性に関する本をよく持っていたなと思います。今から約20年前です。「LGBT」という言葉なんてほぼ聞かない時代です。きっとその保健室の先生は、私たちの居場所づくりのために準備をしてくれていたのだと思います。

5

学びのアップデート

性的マイノリティの子どもたちの多くは「自分はこの社会にいてはいけないのでは」という自己否定の感情を強くもっています。私は人前で話し、ありのままの自分で生きることが今はできていますが、あの頃の自分は何重もの仮面をつけながら生活していました。そして、そんな子どもたちは今でも教室に、社会にたくさんいます。先ほど、9割以上の子どもたちが先生に相談ができないと言いましたが、それは決して先生だけの問題ではありません。その状況をつくっているのは、その時の社会なのですから。ただ、その社会を構成しているのは私たちです。そのため、時代に合わせて私たちの学びをアップデートしていく必要があります。その上で、連携していくことも大切です。当事者同士だからこそ、話せる悩みもあることでしょう。県には様々な相談窓口や連携している支援団体・関連団体があります。その子の名前を出さずに相談することもできます。先生方も一人で悩みを抱え込まずに、連携しながら一緒に子どもたちが安心できる環境をつくっていきましょう。

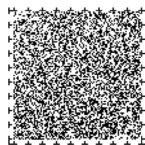


あらまき あきら 【荒牧 明楽さん プロフィール】

- ・ OVER THE RAINBOW 代表
- ・ 福岡県講師団講師
- ・ NPO法人 カラフルチェンジラボ 理事
- ・ nTech Online Univ. (nOU) 学長
- ・ 久留米大学医学部非常勤講師



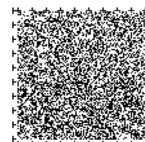
所属・役職は取材当時（令和7年1月）のもの



福岡県内の性的マイノリティに関する団体リスト

- ・福岡県内を拠点に活動する関係団体を紹介します。
- ・最新の情報及び詳細は各HPでご確認ください。

【令和7年2月現在】



GID Link



特にトランスジェンダーや性別不合で悩む当事者や家族、支援者の方々への、相談支援や人権研修、人権学習、講演会、交流会等の啓発活動を中心に行っています。

NPO法人カラフルチェンジラボ



LGBTQ+をはじめとするセクシャル・マイノリティ（性的少数者）を筆頭に、世の中の差別や偏見から子どもたちを守り子どもたちが前向きに、自分らしく生きていく事ができる社会の実現を目指しています。九州レインボープライド主催団体。

一般社団法人gid.jp
日本性同一性障害と
共に生きる人々の会 九州支部



性別不合の方、性別に違和感を感じている方を総合的に支援する団体の支部で福岡市を拠点に、交流会の開催、悩み相談、講演会の講師等の活動をしています。

NPO法人LGBTの家族と友人をつなぐ会（福岡）



LGBTQ（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー等、性的マイノリティの人々）や家族・友人等による会です。どなたでも参加できる学習会や交流会を定期的で開催しています。

NPO法人Rainbow Soup



社会におけるLGBTQ+の課題可視化と支援の輪づくりをテーマに、関連情報の発信、企業・行政の取組み支援、イベント企画・運営、各分野の専門家との連携等に取り組んでいます。

Deaf Pride（デフプライド）



2018年から2022年まで活動してきたDeaf LGBTQ FukuokaからDeaf Prideへ改名。九州・中国地方のろうLGBTQとそうかもしれない方が安心して安全に過ごせる居場所を作っています。

福岡コミュニティセンターHACO



HACO はセクシュアルマイノリティ当事者の方が自由に使えるオープンスペースです。HIV／AIDSをはじめとした性感染症の予防啓発と、セクシュアルマイノリティ当事者の居場所づくりをしています。

FRENS



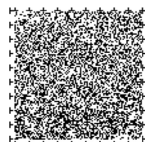
交流会「にじだまり」（現在休止中）「フレンズタイム」、講演活動、相談を受けて一緒に考え動くことを中心に、LGBTQ+の子ども若者サポートのために活動しています。

OVER THE RAINBOW



福岡を中心に企業、学校、行政、一般団体等で、性の多様性の講演やアンコンシャス・バイアスの研修を行っています。毎週オンラインの「多様性哲学カフェ」（参加費無料）を実施し、性的マイノリティのサポートを行っています。





私たちにできること ～日常の学校生活から～



当事者の声

性的マイノリティの児童生徒は、生活の中でどのような葛藤や困りごとを抱えているのでしょうか。当事者の声をもとに私たちにできることを考えてみましょう。

異性愛者前提の苦痛や不便



体の性別に合わせる苦痛や苦勞



出典：「教職員のためのセクシャルマイノリティサポートブック Ver.4.2」

（性と生を考える会 教職員のためのセクシャルマイノリティサポートブック制作委員会 2022年10月）より

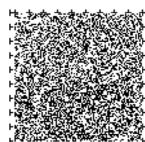
学校生活の中での支援

小学校から高等学校段階において、組織的・体系的な生徒指導を行うための学校・教職員向け基本書「生徒指導提要」が令和4年に12年ぶりに改定され、性に関する課題として、性的マイノリティに関する理解と学校における対応が示されました。提要では、学校生活の各場面における支援の一例として、表に示すような取組が、性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うにあたって参考になると述べられています。

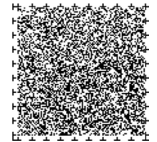
学校においては、性的マイノリティの児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要です。性的マイノリティの児童生徒が求める支援は当該児童生徒が有する違和感の強弱などに応じて様々であるため、先入観をもたず、その時の児童生徒の状況などに応じた支援を行うことが必要です。さらに、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があります。

性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪形を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。



また、教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることの大切さが述べられ、以下のような対応を求めています。



学級・ホームルームにおいて

- ・いじめや差別を許さない生徒指導・人権教育等
- ・悩みや不安を受け止め、よき理解者となる
- ・日頃から相談しやすい環境を整える

等

相談を受けた後の支援

- ・教職員間の情報共有（当該児童生徒が秘匿しておきたい場合等があるので留意が必要）
- ・学校内外連携に基づく組織的対応

等

出典：「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）をもとに作成

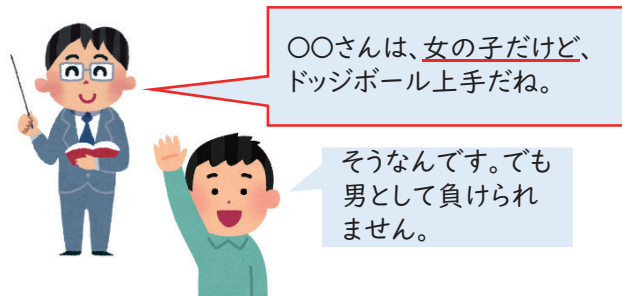
人権が大切にされた環境



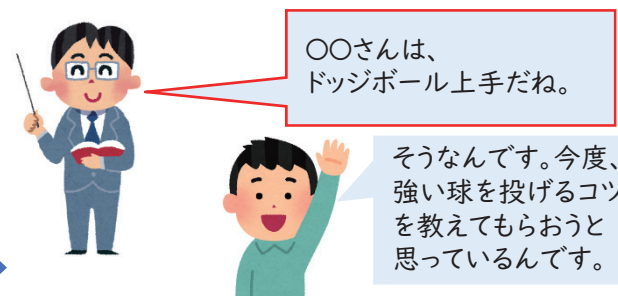
学校教育においては、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努めることが大切です。とりわけ人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要な要素となり、教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生むことにもなります。

★★★ 日常の教師の言動について ★★★

「女らしく」「男のくせに」等、教師から発せられた何気ない言葉が児童生徒を傷つけることがあります。また、周囲の級友等から発せられた差別的な言葉を教師が見過ぐすと、差別の温存・助長につながります。教師が正しい知識をもち、性の多様性や性的マイノリティを肯定する言動を増やすとともに、児童生徒の自己肯定感を高めるような言葉かけや態度をとることが大切です。



私のことだ……。スポーツの得意、不得意に性別は関係ないのになあ。



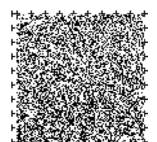
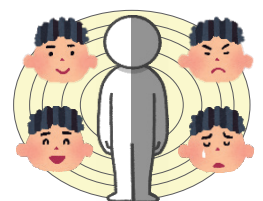
私が得意なことを認めてくれている。とてもうれしいなあ。

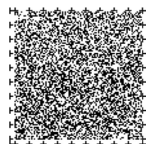


「隠れたカリキュラム」 KARA

学習者は、人権についての知識や技能を学ぶだけでなく、人権が大切にされた雰囲気や環境のなかで学ぶ心地よさを経験することによって、人権の大切さを実感するようになります。このような「隠れたカリキュラム」（教育する側が教えようと意図する、しなやかに関わらず、学習者がその内容や方法以外に、場の雰囲気や環境から多くのことを学ぶこと）が学習者に大きな影響を与えていることを認識することが重要です。

出典：福岡県人権教育推進プラン（平成21年3月 福岡県教育委員会）より





人権教育学習教材集「あおぞら2」 小学校用教材「自分みつけをしよう」



県教育委員会では、「性的マイノリティと人権」を含む個別的な人権課題に関する知的理解を深め、豊かな人権感覚を育成するための人権教育学習教材集「あおぞら2」（以下「『あおぞら2』」という。）を作成しています。「KARAFULLNo.6」（平成31年3月発行）には、一人一人の生活を知るとともに、自他を尊重し、多様な他者とのよりよい関係を築くための中学校用教材「colorful～にじいろの未来を～」を授業例と共に掲載しています。今回は『あおぞら2』の中から、小学校中学年用教材「自分みつけをしよう」を紹介します。



教材について

教材名「自分みつけをしよう」



【教材の意図】

学級においては、性別に関する違和感をもつ児童がいることも十分考えられ、児童の不安や悩みを解消し、自己への理解を深めることをねらって本教材を作成しています。好みや得意なこと等は性別によって決まるのではなく、一人一人違うことに気付かせることは、自己を肯定的に受け入れる態度を養う上で意義深いと考えます。

『本教材で育てたい資質・能力』

- 自分らしく生きることの大切さを理解することができる。
【知識的側面（自尊感情に関する知識）】
- 自分を肯定的に認め、受け入れようとする。
【価値的・態度的側面（自己についての肯定的態度）】
- 他の人の立場に立って、その人に必要なことや考えや気持ちなどを想像することができる。
【技能的側面（想像力・共感力）】



教科等における活用例

1 活用する教科等

小学校第3学年 学級活動(3)ーア

現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成

2 教材活用の考え方

学期初めの学級活動において、「自分のめあて」を考える活動で本教材を活用することにより、不安や悩みを解消し、自己への理解を深めることが期待できる。

3 計画(1時間)

- 事前の指導 日常や個別の指導及び相談
- 本 時 自分らしさについて考え、自分の伸ばしたいことを自己決定する。
- 事後の指導 日常や個別の指導及び相談

あおぞら2

- 目次 -

小学校用

中学校用

高等学校用

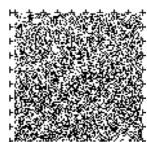
終了する

自分みつけを しよう

どのぼうしが
好きですか？

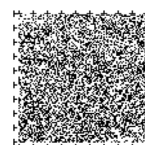
女の子だから？
男の子だから？

自分みつけ
カード



学活

授業展開例

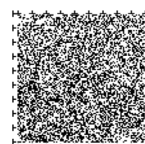


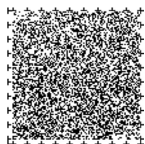
<ねらい>

「女の子だから、男の子だから」という考え方について話し合う活動を通して、好みや得意なこと等は性別によって決まるのではなく、一人一人違うことに気づくことができる。

	学習活動	指導上の留意点
導入	1 好みのぼうしを選び、選んだ理由について話し合う。	○好きなぼうしを選ぶ傾向や理由を交流することで、「女の子だから、男の子だから」という考え方があることに気づくことができるようにする。 ○ものの見方や考え方が性別にとらわれやすい傾向にあることに気づくことで、本時の活動への見通しをもつことができるようにする。
	めあて:性別による見方や考え方について交流し、これからがんばりたいことを決めよう。	
展開(前段)	2 「女の子だから、男の子だから」ということについて話し合う。 (1) 「女の子だから、男の子だから」と言われそうなことについて、ワークシートに書く。 (2) 全体で出し合い、「女の子だから」の内容と「男の子だから」の内容について話し合う。	○色や食べ物、身につけるもの、遊び、得意なこと、苦手なこと等について、児童の考える性別による「～だから」を引き出すことで、無意識のうちにジェンダーバイアスがあることに気づくことができるようにする。 ○性別にとらわれた見方や考え方について感じたことを全体で交流し、性別にとらわれない考え方のよさを感じることができるようにする。 ※既に知っている言葉として、性的指向・性自認に関する偏見や差別につながる表現や言動に対して、指導や支援ができるよう留意する。
展開(後段)	3 「自分みつけカード」について知る。 ○「自分みつけカード」に書いた内容について交流する。	○「自分みつけカード」に書いた「好きなことやとくいなこと」の理由を含めて交流し、一人一人の背景に違いがあることが、ものの見方や考え方に関わっていることに気づくことができるようにする。 ○自分ががすきなことをがまんしたり、隠したりしなければならないことのおかしさについてふれ、自分らしく生きることの大切さを確認し、ジェンダーバイアスにとらわれずに、「これからがんばりたいこと」を書くことができるようにする。
終末	3 「自分みつけカード」に「これからがんばりたいこと」を書く。	○一人一人の違いを認め、自分や友達を大切にしていこうとする態度や自分らしく生活していこうとする意欲を称賛することで、その価値を共有することができるようにする。

『あおぞら2』は、近年顕在化している課題も含めた個別の人権課題に関わりのある内容を扱った、小学校用、中学校用、高等学校用の合計30編の教材で構成されています。他の教材もご参照ください。





人権教育・啓発DVDの紹介 ～ 性的マイノリティ関連 ～



福岡県教育委員会では、人権教育・啓発に関するDVDを貸出しています。
今回は性的マイノリティに関する内容のDVDを紹介します。ぜひ一度視聴して
みませんか？きっと、新たな気づきが生まれるはずです。

問合せ番号

D 0296

1 『はじめて学ぶLGBTs①男らしい色？女らしい色？低～中学年向け』

この作品は、世の中が作り出す「男らしさ」や「女らしさ」といった規範が刷り込まれる前に、小学校低学年から中学年の児童に対して「人はみなそれぞれ違うこと、その違いがよいこと」「こうあらねばならない、ということは決してない」といったメッセージを伝える作品となっています。

本編の視聴後に「どのような問題提起をするか」といった授業展開のための具体的な指導案も示されています。

【12分】

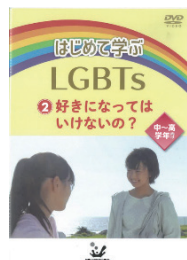


並

2 『はじめて学ぶLGBTs②好きになってはいけないの？中～高学年向け』

問合せ番号

D 0297



この作品は、恋愛感情の芽生えや自分の性的指向や性自認に気づく時期でもある小学校中学年から高学年の児童に対して、「異性を好きになる人」「同性を好きになる人」など恋愛感情の在り方等については多様であることを伝え、すべての性の在り方を肯定的に捉える力を育むことができる作品となっています。

本編の視聴後に「どのような問題提起をするか」といった授業展開のための具体的な指導案も示されています。

【22分】

3 『パパは女子高生だった！～前田良～』

問合せ番号

D 0188

この作品は、女性から男性へと性別転換し、結婚後に二人の子どもの父親となった前田良さんが体験した、差別や裁判について、描かれており、当事者の姿からLGBTに関して学ぶことができる作品となっています。同タイトルの書籍「パパは女子高生だった！」も出版されており、本人の言葉で赤裸々に語られる内容から差別の現実を学ぶことができる作品となっています。

【28分】



4 『これが私の生きる道～仲岡しゅん～』

問合せ番号

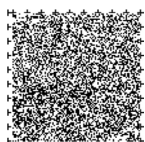
D 0189



この作品は、男性の戸籍をもちながら女性弁護士としてテレビやラジオ、全国各地での講演会等、幅広く活躍を続ける仲岡しゅんさんが、自身の体験や弁護士経験をもとに「みんなちがって、みんないい」の本質を詳細に解説する内容となっています。

仲岡さんの「マイノリティの力になりたい」「多様性を大切にしたい」という想いがあふれており、差別を解消するために大切なことは何かについて考えることができる作品となっています。

【30分】

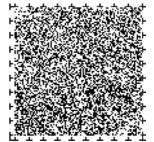


5 『性の多様性とLGBTQ+』 問合せ番号 **D 0413**

この作品は、「性のあり方」についての基礎知識をわかりやすく解説しながら、性には様々な形があることや、性的マイノリティを取り巻く実状について、インタビューを通して伝える内容となっています。

性のあり方について理解を深めることで、多様性を尊重した誰もが過ごしやすい社会について考えていくことができる作品となっています。

【28分】

6 『LGBTsの子どもたちの命を守る学校の取組①危機管理としての授業の必要性』 問合せ番号 **D 0517**

LGBTsに関して、学齢期におけるいじめ被害や自傷行為等、学校現場は危機管理の一環として現状を十分確認した取組をしなければなりません。

この作品では、LGBTsに関する授業の実現を目指し、学校としてできることを模索していく一人の教師の姿が描かれています。取組に抵抗する同僚等、実際の学校現場で起こりうる様々な困難が描かれ、その解決策を考えることを通して、問題が起こりつつも取組を一步進めていくためのヒントが描かれています。

【38分】

7 『LGBTsの子どもたちの命を守る学校の取組②当事者に寄り添うために』 問合せ番号 **D 0515**

学校現場では、自身の性のあり方等に関して悩みを抱える児童生徒は一定数存在しているにも関わらず、その問題に対して対応経験のある教員は多くないのかもしれませんが。当事者の葛藤や苦悩に対して最大限の想像力をもち、配慮することが求められています。

この作品では、学校での取組や授業展開の留意点等を物語仕立てで紹介しています。教師の不適切な声掛けや授業展開がどのような深刻な事態をもたらすかを具体的に示す一方で、理想的な対応の一例も示されています。

【38分】

その他、性的マイノリティ関連のDVD



これまで紹介した作品以外にもこんな作品があります。



問合せ番号	タイトル	時間
D 2538	私らしくマイノリティを生きる	20分
D 2647	新・人権入門	25分
D 2659	あなたがあなたらしく生きるために	30分
D 2978	光り射す空へ	32分
D 0202	シェアしてみたらわかったこと	46分
D 0412	人権のすすめ	25分

啓発DVDの良さは「多くの人にわかりやすく伝えるために、内容が絞られている点」や「啓発DVDを見せる対象の方々に合わせて、啓発担当の方の意図を加えやすいようにシンプルにつくられている点」等があります。

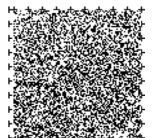
お知らせ

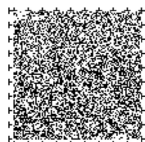
他の人権課題に関するDVDも数多く取り揃えています。HPで検索してみてください！



人権教育DVDの紹介ページに進みます

福岡県 人権教育DVD





国や県では、「性的マイノリティ」に関する相談窓口を設置しています。お悩みの方は、以下の窓口にご連絡ください。



【よりそいホットライン】

○相談日時：24時間

○電話番号：0120-279-338

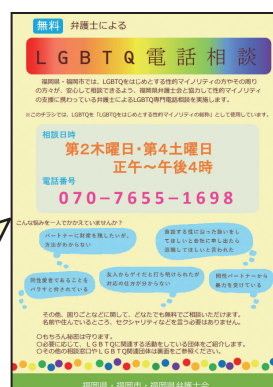
性別の違和や同性愛等に関わる相談に対応しています。24時間フリーダイヤルの相談窓口となっていますので、ご都合のよい時間にお電話できます。どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探していきます。

【弁護士によるLGBTQ電話相談】

○相談日時：第2木曜日・第4土曜日 正午～午後4時

○電話番号：070-7655-1698

福岡県・福岡市では、LGBTQをはじめとする性的マイノリティの方やその周りの方が、安心して相談できるよう、福岡県弁護士会と協力して性的マイノリティの支援に携わっている弁護士によるLGBTQ専門電話相談を実施しています。



【ふくおかレインボーホットライン】

○相談日時：毎月第1・第3火曜日 午後5時～午後9時

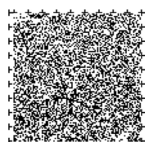
○電話番号：090-7493-3487

「自分の性別に違和感がある」「同性が好きなことを誰にも言えない」「家族や友人の理解が得られない」等、専門の相談員が当事者目線で、性的指向や性自認に関する悩みや不安等の相談に応じています。

編集後記

▼国連において性的マイノリティに関連する人権保障が謳われる中、日本においても令和5年、いわゆる「LGBT理解増進法」も成立し、社会におけるその理解はさらに進むことでしょう。▼その一方、いまだ偏見や差別のある学校や職場、家庭等の中で、本当の自分を隠しながら生活せざるを得ない人もいます。様々な人たちがありのままの自分でいられる場所がこの社会にたくさん増えるためには、今の私たちには何ができるのでしょうか。人権が尊重される心豊かな社会の実現に向けて、本紙が「性的マイノリティと人権」について考えていただくきっかけとなれば幸いです。▼今回の本紙作成も、たくさんの方にご協力・ご尽力いただきました。この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

(三)



「KARA FULL」は福岡県教育委員会のホームページにも掲載しています。

